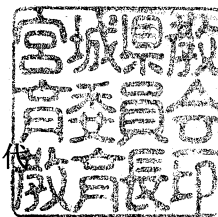


各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭彦



新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について（依頼）

本県の教育行政については、日頃より御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業に当たっては、各市町村教育委員会及び各学校が創意工夫しながら児童生徒の状況把握に努め、必要な支援を行っていることと思えます。

臨時休業が始まってから2週間が過ぎました。感染リスクにあらかじめ備える観点から、児童生徒は原則、自宅待機が求められ、家庭で過ごす子供たちの中には、大きな不安やストレス等から、心身に影響が出る懸念されます。

つきましては、このような非常時においては、これまで以上に児童生徒の心に寄り添った対応が重要になりますことから、下記の点に御配慮願いますとともに、貴教育委員会所管の各学校に御周知願います。

また、学年末・学年始休業日が始まることとなりますが、各学校においては万全の体制を整え、児童生徒及び保護者が安心して新年度を迎えられるよう御配慮願います。

なお、別添写しのとおり、県立学校長宛て通知しましたので、御承知願います。

記

- 1 多くの学校で、臨時的な子供たちの受入れや登校日の設定、電話や家庭訪問等によって、児童生徒の状況把握に努めていただいておりますが、全ての児童生徒について、特に不登校や不登校傾向にある児童生徒や特別な配慮が必要な児童生徒について、十分な状況把握に努め、一人一人に応じたきめ細かい対応について御配慮願います。

【参照】文部科学省「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について（令和2年3月13日時点）」（以下取組事例）

5 ページ 家庭学習や生活等のサポート事例等

1.1 ページ 登校日の設定、分散登校等の取組

- 2 児童生徒が家庭で過ごす時間が長くなると、経済的な理由等で十分な食事ができないなど、子供たちの健康な暮らしが困難になる事態が生じることが懸念されます。気になる家庭については、学校だけで問題を抱えることなく、保健福祉関係部局と連携した支援について御配慮願います。

【参照】 取組事例 4 ページ 学校の取組

5 ページ 子供の見守り体制の強化

1.3 ページ 昼食提供等の取組

3 県義務教育課や文部科学省のウェブページでは、学習支援等に係る情報を掲載しておりますが、各学校においても工夫できる範囲で、子供たちの学びを止めない支援に御配慮願います。

【参照】 取組事例 16ページ 子供の運動機会の確保

17ページ 子供の学びの場の提供

義務教育課ウェブページ 宮城県内小・中学生のみなさまへ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gikyuu/study2020.html>

文部科学省ウェブページ 子供の学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

4 学校再開後、臨時休業中の学び残した学習内容の補充の在り方については十分検討の上、御配慮願います。

担当：教育庁義務教育課指導班

副参事（指導主事）佐々木利佳子

TEL:022-211-3646 FAX:022-211-3691

Email:saski-ri616@pref.miyagi.lg.jp

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

このことについて、令和 2 年 2 月 2 8 日付けス第 6 4 8 号により県立学校の 3 月 2 4 日までの間の臨時休業について通知したところです。

その後、国内外の状況は日々刻々と変化しておりますが、本県における感染拡大は見られない中であって、各学校において児童生徒が円滑に新学期を迎えられるよう、新型コロナウイルス感染症対策に係る現時点における考え方を下記のとおりまとめましたので、各学校における新学期の準備及び春季休業期間中の生徒指導について適切に対応願います。

#### 記

#### 1 新学期の準備について

- ・ 新年度における新入生の受入れ、学級編制、学級担任等の周知のため、準備出校、入学式、始業式は感染症対策に十分留意した上で予定通り実施する
- ・ その後の授業等においても、校内における感染症対策が取れるよう準備を進める
- ・ 人が多く集まるような場所での研修等を含む修学旅行、遠足等の学校行事については、実施時期の見直しを検討する
- ・ P T A 総会等については、各団体と相談の上、感染症対策に十分留意した上で開催する

#### 2 春季休業期間中の過ごし方について

- ・ 児童生徒は、引き続き感染症対策に取り組み、多くの人が集まる場所に出かける等の行動を極力避けるよう指導すること
- ・ 休業が長期化し、生活習慣、学習習慣に乱れが生じている児童生徒も多いことから、出校日の設定、家庭訪問、電話連絡等により適切な指導を行うこと
- ・ 部活動、県外遠征の自粛については、当面継続する
- ・ 特別支援学校について 3 月 2 4 日までは「臨時休業だが登校可」としているが、春季休業期間については、児童生徒の受入を終了し、通常の休業とする

担当：スポーツ健康課・学校保健給食班	佐藤	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
高校教育課・教育指導班	遠藤	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 2 4
特別支援教育課・教育指導班	菊池	0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 4 7